

鈴鹿市斎苑整備に係る基本計画策定及びPFI導入可能性調査業務委託 受注者選定評価基準

1 評価点

「鈴鹿市斎苑整備に係る基本計画策定及びPFI導入可能性調査業務委託 選定委員会（以下「選定委員会」という。）」は、各評価項目について、参加者の企画提案書等、プレゼンテーション、ヒアリングの内容を基に審査する。

参加者の評価点（満点は200点）は下記（1）から（3）の合計点とする。

- （1）一次審査は、事務局が「表1：一次審査基準表」に基づき事前に提出された書類により評価点を算出し、選定委員が同意したもの。（満点は40点）
- （2）二次審査は、「表2：二次審査基準表」に基づき各選定委員が項目ごとに評価し、その得点を平均（小数第3位を四捨五入）したもの。（満点は140点）
- （3）参考見積に関する配点は、事務局が「 $20\text{点} \times \frac{\text{参加者の最低見積金額}}{\text{各参加者の見積金額}}$ （小数第3位を四捨五入）」の式に基づき評価点を算出し、選定委員が同意したもの。（満点は20点）

2 評価

第1位、第2位の者が複数あったときは、各順位別の中で参考見積書の価格が低い順に、価格により決しないときは選定委員会の各委員（委員長を含む。）による投票で、投票により決しないときは、委員長がこれを決する。

なお、評価点は100点を最低基準点とし、その基準を満たす提案者がいない場合は、決定を見送りとする。

表 1 : 一次審査基準表

評価項目	評価基準	配点	評価
企業の業務実績 基本計画の策定業務実績 [様式 3-1]	火葬場の新設事業に係る基本計画策定又は基本設計の業務実績	10 点	10 点
企業の業務実績 P F I 導入可能性調査業務実績 [様式 3-2]	火葬場の新設事業に係る P F I 導入可能性調査業務実績	10 点	10 点
管理技術者の業務実績 基本計画の策定業務実績 [様式 4、5-1]	火葬場の新設工事に係る①基本計画策定又は基本設計の業務実績、② P F I 導入可能性調査業務実績を有する者のうち、自社で直接雇用している者がいる業務の数 2 業務 (①及び②) : 10 点 1 業務 (①又は②) : 5 点	10 点	10 点
			5 点
担当技術者の業務実績 火葬場新設の業務実績又は P F I 導入可能性調査業務実績 [様式 4、5-2]	火葬場の新設工事に係る①基本計画策定又は基本設計の業務実績、② P F I 導入可能性調査業務実績を有する者のうち、自社で直接雇用している者がいる業務の数 2 業務 (①及び②) : 10 点 1 業務 (①又は②) : 5 点	10 点	10 点
			5 点

表 2 : 二次審査基準表

評価項目	評価基準	配点	評価
業務の実施方針 [様式 7]		20 点	A : 20 点 B : 15 点 C : 10 点 D : 5 点 E : 0 点
業務の実施体制 [様式 8]		20 点	A : 20 点 B : 15 点 C : 10 点 D : 5 点 E : 0 点
業務の実施方法及びスケジュール [様式 9]		20 点	A : 20 点 B : 15 点 C : 10 点 D : 5 点 E : 0 点
業務における課題と解決策 [様式 10]	・本業務の課題認識が十分か。	30 点	A : 30 点 B : 22.5 点 C : 15 点 D : 7.5 点 E : 0 点
整備方針の検討方法 [様式 11]	・施設の劣化状況調査をした上で「長寿命化」、「建替え」、「その組合せ（一部建替えや増築等）」の整備方針をどのように進めていくのか。	20 点	A : 20 点 B : 15 点 C : 10 点 D : 5 点 E : 0 点
ヒアリング評価 (知識・意欲・コミュニケーション能力)		30 点	A : 30 点 B : 22.5 点 C : 15 点 D : 7.5 点 E : 0 点
合 計 (140 点)			

評価	審査基準
A	優れている
B	やや優れている
C	普通
D	やや劣っている
E	劣っている